

H23・24 震災復興研究

RA -06 岩手県における水産業の復旧・復興を巡る利害関係にもとづく水産特区・漁港再編に対する批判的研究－漁家、漁協、国・県・市町等の実態分析を中心に－

研究代表者：総合政策学部 准教授 萩田但馬

＜要旨＞

本研究の目的は、岩手の水産業とくに漁業の復旧に関して、漁業者、漁協、企業、国・県・市町村等の主体間関係から、岩手沿岸における動向および問題を明らかにし、その復興の基本課題を提起することである。漁協を復興の「核」とするのであれば、漁協の主導、県のコーディネートで地域・県民ぐるみで漁協が従来通りで良いのか否か、組織の性格・機能や経営および公的支援のあり方など幅広く議論する場を持つべきである。

1 研究の概要（背景・目的等）

東日本大震災は岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域を中心に日本全国にわたって甚大な被害をもたらしたが、それら3県のうちとくに岩手と宮城の復旧、復興にとって、基幹産業である水産業の体制整備は最も重要な課題の一つである。

本稿の目的は、岩手の水産業とくに漁業の復旧に関して、漁業者、漁協、企業（民間）、国・県・市町村等の主体間関係から、岩手沿岸における動向および問題を、実態分析を通して明らかにし、その復興の基本課題を提起することである。

2 研究の内容（方法・経過等）

＜宮城県と岩手県の水産業の復興方針＞

宮城県では知事が2011年5月の国の「第4回復興構想会議」において「水産業復興特区」創設を提案し、「養殖業等の沿岸漁業への民間参入・民間資本導入の促進」を掲げ、全国の耳目を集めることになった。これに対して、県漁協が猛反対し、県の復興計画においてどのように取り扱われるかが大きなポイントになっていく。

宮城県は2011年10月に「宮城県震災復興計画（確定版）」を策定したが、漁業権の民間開放は検討すべき課題となり、「民間資本導入の促進に資する水産業復興特区の次期漁業権切替までの検討及び漁業者との協議・調整」と記された。これは当初からトーンダウンしたことになる。

宮城県に対して岩手県は2011年8月に「岩手県東日本大震災津波復興計画・復興基本計画」を策定したが、そこでは水産業の復興の基本的な考え方として、「両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を中心とした漁業・養殖業の構築と产地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。」と記されている。

河北新報社による県内24漁協アンケートでは、漁業への民間参入の賛否が問われ、反対79.2%、どちらかと言えば反対8.3%で、ほぼ全てが反対している（河北新報2012年1月16日付）。

＜宮城県「水産業復興特区」構想の教訓＞

漁業権の民間開放は宮城県（知事）の積極的な発言や

活動に加えて政府（国）レベルでも取り上げられたが、程度に違いはある、大震災前も提起されていた。ここでは紙幅の制約のために言及できないが、いずれにしても漁業の主体、とくに漁協のあり方を問おうとしている。

しかし、県知事は民間参入を促す理由として、①復旧には巨額資金が必要で漁業者の自己負担が大きい、②漁業者の高齢化・後継者不足に歯止めがかかるない、③国際競争を勝ち抜くために経営効率化が必要と言ったことがあげられたが、漁協に対する消極的な評価をなれば前提としていた点に大きな問題があった。

濱田武士准教授（東京海洋大学）の指摘を参考にすれば、特区構想の問題は被災者・地域視点の欠如および県漁協や県民に対する手続の誤りとなるが、岩手県に対するその教訓を考えると、漁協を「核」とする限り、岩手こそ漁協の意義や役割など基本をしっかりと議論あるいは確認し、県民・住民間で共有しておかなければならぬことになる。

＜「岩手県復興計画」策定における漁協論議＞

では、「岩手県復興計画」の策定にあたって、漁協はどういうように扱われた結果「核」となったのであろうか。

計画策定プロセスにおいて岩手県東日本大震災津波復興委員会と総合企画専門委員会が決定的な役割を果たしたので、それらにおける議論を議事録でみると、「岩手県復興計画」公表までに漁協の性格や機能、成果、問題や課題などについてほぼ全く議論されていなかったのである。

2011年4月11日策定の岩手県「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」では既に漁協が明示的に「核」に位置づけられていたのに対して、同日の第1回津波復興委員会ではそこから出発していないかった。にもかかわらず、4月26日の第2回委員会では配布資料において「核とした漁業・養殖業の構築」という文言が入れ込まれていた。

さらに、4月30日の第1回総合企画専門委員会では委員長が総括的な発言として、地域も巻き込んだ漁協に関する幅広い議論の必要性を提起したにもかかわらず、何ら成果がみられなかった。事務局が後日作成した議事録的な資料においても正確な記述にはなっていない。

た。それどころか、5月には復興計画（案）に記載される「漁協を核とした漁業、養殖業の構築」のための具体策が議論され始めていたのである。

3 これまで得られた研究の成果

岩手県復興計画では漁業の復興に関して、「漁協を核とした漁業・養殖業の構築」が柱であるが、議論（内容）なき既定路線と化し、その記載に至るプロセスに大きな課題を残した。漁協を「核」とする限り、それが突然に登場すること、いわんや「当然に登場すること」は許容されるべきでない。

他方で、復旧プロセスで漁業者と違い、漁協の動向がほとんど見えない。漁協に対して復旧のために多額の公的資金が投入され、その用途について説明する義務と責任があるにもかかわらず、不透明性ばかりが目立つ。さらに経営状況もメディアが取り上げてわずかに把握できる程度である。

岩手漁業の復旧では漁協の覚悟、責務が問われており、漁協の主導、県のコーディネートで地域・県民ぐるみで何が従来通りで良いのか否かについて幅広く議論する場を持つべきである。この点に最大の意義があり、漁業の復興にとって決して手遅れでないし、遠回りでもない。

※大震災前後の政府（国）レベルにおける漁業権に関する主張、漁業権の民間開放の賛成論と反対論、漁協研究の成果と岩手の漁協経営、岩手の漁業における復旧の状況と問題（実態分析）なども整理しましたが、それらについては拙論（2012）を参照してください。

4 今後の具体的な展開

- ① 岩手を中心に漁協経営に関してさらなる分析を進めることを通して漁協研究を展開していく。
- ② 岩手を中心に経営に限らず、幅広い観点から漁協の先進モデルに関して研究していく。

5 その他（参考文献・謝辞等）

<参考文献>

- ・乗田但馬「岩手水産業の復旧における主体間関係と諸問題－漁業協同組合を中心に」（岩手県立大学総合政策学会『総合政策』第14巻第1号、2012年12月）

<謝辞>

岩手沿岸の漁協、漁師の方々にはご多忙の中、インタビュー等でお世話になりました。ここに記して感謝を申し上げます。



写真1 全壊した広田湾漁協



写真2 広田湾漁協の仮設事務所